

長崎都市計画地区計画の変更（諫早市決定）

都市計画南諫早産業団地地区計画を次のように変更する。

名	称	南諫早産業団地地区計画
位	置	諫早市平山町、栗面町、小ヶ倉町
面	積	約 37.3 ha
地区計画の目標		<p>当該地区は、諫早市中心部から南側約 2.5 km の内陸部に位置し、地区北側約 1.0 km には諫早南バイパス線栗面インターチェンジがあり、また国道 57 号や県道諫早飯盛線に接続するなど、広域交通の利便性が高く、産業団地として立地に適した地区である。周辺には「諫早中核工業団地」などの工業団地が集積しており、周辺一帯が工業適地としての需要の高い地区でもある。</p> <p>こうした状況のもと、依然として進出を希望する企業からの新たな工業用地を求める声も多く、多様化する企業ニーズに的確に対応した企業誘致により地域経済の活性化を図るため、今回、新たな産業団地の開発計画が立案されたところである。</p> <p>そこで、当該開発計画を実施するにあたり地区計画を決定することにより、将来にわたって質の高い業務環境を確保するとともに、周辺の自然環境と調和することを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	広域交通体系が整った恵まれた地理的立地条件のもと、地域経済の活性化の必要性に適切に対処するため、産業立地における適正かつ合理的な土地利用を形成するとともに、周辺環境の保全や農林業との調和などを図る。
	地区施設の整備の方針	道路は、地区内の土地利用の整序が図られるよう敷地外周に配置するとともに、公園は利用者の有効な利用が確保されるよう 2 箇所配置する。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標を踏まえ、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定めることにより、周辺環境との調和に配慮したゆとりある良好な業務市街地の形成を図る。なお、制限内容については、必要に応じ、建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例化をすることで、まちづくりの実現化を目指すものとする。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	幅員 10m 延長 約 2,310m 計 約 2,310m
		公園	2箇所 約 0.23ha、約 0.35ha 計 約 0.58ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 兼用住宅 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 店舗、展示場、遊技場（第8号に該当するものを除く） でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの（ただし、物品販売業を営む店舗、飲食店にあってはその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの） 5 ホテル又は旅館 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 7 カラオケボックスその他これに類するもの 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 10 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 11 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの 12 学校 13 図書館、博物館その他これらに類するもの 14 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 15 病院 16 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 17 畜舎 18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物 	
	建築物の容積率の最高限度	200%	
建築物の建蔽率の最高限度	60%		
建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡		ただし、市長が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

		壁面の位置の制限	<p>敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は3 m以上とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものはこの限りでない。</p> <p>ア 都市計画法施行令第28条の3に規定される緩衝帯により同後退距離が確保されるもの</p> <p>イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下であるもの</p> <p>ウ 物置、自転車置場、自動車車庫等の用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m²以内であるもの</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物の色は刺激的な色を避け、周辺環境との調和のとれた落ち着いた色調とする。</p> <p>2 広告物、看板類は刺激的な色彩又は装飾を使用せず、周囲の美観に配慮したものとする。</p>
		垣又は柵の構造の制限	<p>敷地境界線に面する垣又は柵については、次に掲げるもの以外は設置してはならない。</p> <p>ア 生け垣</p> <p>イ 敷地地盤面からの高さが2 m以下のフェンス等で、高さ0.7 m以上の部分は透視可能な構造のもの</p>

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

当該地区計画は、新たに整備する南諫早産業団地を将来にわたって質の高い業務環境を確保するとともに周辺の自然環境との調和を図るため、都市計画決定したものである。今回、整備を進める中で計画区域をはじめ道路などの配置を変更する必要が生じたため、変更を行うものである。